

建築基準法施行細則（抜粋）

（積雪荷重）

第13条 政令第86条第3項の市長が定める垂直積雪量は、次の表の区域の区分に応じた算式により得た数値とする。

区域	垂直積雪量算式
鹿島町	$(L-22) \times 0.0036 + 0.74$
島根町	$(L-4) \times 0.0036 + 0.70$
美保関町	$(L-6) \times 0.0036 + 0.69$
八雲町	$(L-31) \times 0.0036 + 0.60$
玉湯町	$(L-3) \times 0.0036 + 0.56$
宍道町	$(L-3) \times 0.0036 + 0.54$
八束町	$(L-17) \times 0.0036 + 0.55$
東出雲町	$(L-3) \times 0.0036 + 0.53$
その他の区域	$(L-17) \times 0.0036 + 0.63$

この表において、Lは建築場所の標高（単位メートル）を表すものとする。

- 2 政令第86条第2項ただし書の規定による多雪区域は、前項の垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。
- 3 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、次の表の数値以上としなければならない。

垂直積雪量 （単位 センチメートル）	積雪1センチメートル当たりの単位荷重 （単位 1平方メートルにつきニュートン）
100	20
150	28
200	30
250	32
300	33
400以上	35

ただし、中間値は直線的に補間する。